

社会福祉法人 たつみ会

理事・監事報酬規程

社会福祉法人たつみ会 理事・監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 たつみ会(以下「当法人」という)定款第二二条の規定に基づき、理事・監事の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事・監事には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事・監事に対して、1人当たりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、本規程で定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- (2) 理事会への出席1回につき、日額10,000円に源泉所得税を加えた額の報酬を支給する。また、交通費として、実費弁償費5,000円を支給する。交通費の実費が、実費弁償費5,000円を超える場合には、その実費とする。ただし、当法人の施設職員として給与を支給されている理事には報酬、交通費とも支給しない。
- (3) 監事が監事の職務として、計算書類等や理事の職務執行の監査を実施した場合や、監査報告書を作成するに要した日数に応じ、日額10,000円に源泉所得税を加えた額の報酬を支給する。また、交通費として、実費弁償費5,000円を支給する。交通費の実費が、実費弁償費5,000円を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 理事・監事に対する報酬は、当該会議に出席した、また業務を実施した都度、支給する。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、現金で支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する